

## WTO 協定の解釈における他の国際法の規則 —GMO パネル報告書を素材に—

2009 年 1 月 22 日

阿部 克則

### 1. はじめに

EC-GMO ケースでは、WTO 協定の解釈における「国際法の関連規則」の意義が一つの焦点に。

- EC は、条約法条約 31 条 3 項(c)を援用し、SPS 協定の解釈において、慣習法上の予防原則、生物多様性条約、及びカルタヘナ議定書が考慮されなくてはならないと主張した。
- これらの条約が考慮されれば、SPS 協定上、WTO 加盟国は SPS 措置をとる幅広い柔軟性が認められ、問題となっている EC の措置は、WTO 整合的だとの立場。

この問題は、WTO 協定における「非貿易的関心事項」を考える上で重要。

- 環境、人権、文化といった他の条約レジームと WTO レジームとの関係。
- フラグメンテーションの観点から、systemic issue としても興味深い。

### 2. 条約法条約 31 条 3 項(c)の機能

条約法条約 31 条 3 項(c)と”principle of systemic integration”

- 「条約は、他の条約の規定や慣習法と首尾一貫して解釈・適用されるべき」(ILC 報告書)

条約法条約 31 条 3 項(c)が果たしうる 2 つの機能

- ① ある条約が、より一般的な国際法制度から孤立することを防ぐ
  - 例: オイルプラットフォーム事件における米イラン友好関係条約と国連憲章・慣習法との関係
  - 枠組条約体制における実施協定・議定書の解釈も、同様に考えられる。
- ② 条約レジーム間の抵触を解消する
  - この機能は、認められるか?
  - OSPAR 条約仲裁における OSPAR 条約と Aarhus 条約、GMO ケースにおける WTO 協定とカルタヘナ議定書など。
  - いずれの条約も「一般法」とはいえない場合、“principle of systemic integration”は機能するか?

### 3. GMO パネルの判断要旨<sup>1</sup>

当事国の主張(申立国:米国・カナダ・アルゼンチン;被申立国:EC)

米国:すべての紛争当事国を拘束する国際法の規則のみ考慮される。米国はカルタヘナ議定書の当事国ではないので、考慮されない。予防原則は慣習法化していないか、慣習法化しているとしても条約法条約 31 条 3 項(c)にいう「規則」ではない。

カナダ:すべての WTO 加盟国を拘束する国際法の規則のみ考慮される。

EC:他の国際法規則が、一部の紛争当事国しか拘束しないとしても、条約法条約 31 条 3 項(c)のもとでは考慮されるべき。予防原則は慣習法化している。

#### パネルの判断

- ・条約法条約 31 条 3 項(c)にいう「当事国」とは、解釈の対象となっている条約の全当事国をいう。
- ・生物多様性条約は、多くの WTO 加盟国が批准しているが、米国は批准していない。よって考慮されない。
- ・カルタヘナ議定書は、EC だけが当事国である。よって考慮されない。
- ・予防原則が国際法の一般原則であれば、条約法条約 31 条 3 項(c)のもとで考慮されるが、この点の判断を差し控える。
- ・他の国際法規則は、条約法条約 31 条 1 項において文言の通常の意味を確定する際に参照する。ただし、本件で援用された条約を参照する必要はない。

#### 当事国関係

	生物多様性条約	カルタヘナ議定書
米国	×	×
カナダ	○	×
アルゼンチン	○	×
EC	○	○

### 4. GMO パネルの判断の意義

- ①条約法条約 31 条 3 項(c)の第 1 の機能は肯定  
→ただし予防原則の地位については判断回避
- ②条約法条約 31 条 3 項(c)の第 2 の機能は認められない。  
→「すべての条約当事国」という解釈

<sup>1</sup> Reports of the Panel on European Communities-Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products, WT/DS291, 292, 293/R (29 Sep. 2006)

③ただし、他の条約は条約法条約 31 条 1 項において辞書的に機能しうる。

ILC 報告書はパネル報告書を批判。

- すべての WTO 加盟国が当事国となっている他の条約は少なく、他の条約レジームとの調整が条約法条約 31 条 3 項(c)によって行われなくなってしまうとの立場。
- すべての紛争当事国が当事国になっている条約であれば考慮すべきで、一部の紛争当事国しか当事国になっていない条約でも、解釈の対象となっている条約当事国の「共通意志」を反映していれば考慮すべきとする。

ILC 報告書は、WTO 協定の”divergent interpretations”は致し方ないとの立場。

- ”reciprocal or synallagmatic treaties”と”integral or interdependent treaties”とを区別し、WTO 協定は前者とする。
- しかしこの区別は曖昧。WTO 協定自身は、「統合された一層永続性のある多角的貿易体制(integrated, more viable and durable multilateral trading system)」としている(前文)。

カルタヘナ議定書がWTO協定の解釈を変えるのか、WTO協定がカルタヘナ議定書の解釈を変えるのか？

Cf. カルタヘナ議定書前文

- 「この議定書が現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務を変更することを意味するものと解してはならないことを強調し、
- このことは、この議定書を他の国際協定に従属させることを意図するものではないことを了解して」

Cf. WTO 協定紛争解決了解 3 条 2 項

- 「紛争解決機関の勧告及び裁定は、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、または対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない」

## 5. おわりに

- ・パネル報告は、WTO 体制内における「フラグメンテーション」を回避するアプローチ。
- ・一般国際法との関係では、WTO レジームが孤立することはない。
- ・WTO と他の条約レジームとの抵触を、「解釈」ではなく「適用」で処理することはできるか？
  - すべての紛争当事国がWTO協定と他の条約の当事国になっている場合、条約法条約 30 条 4 項(a)が適用される(前の条約は後の条約と両立する限度においてのみ適用する)。
  - ただし WTO 紛争解決了解は、WTO 協定以外の国際法を適用できるとは規定していない(消極的見解が有力説)。

→紛争解決了解 11 条にいう「その他の認定」において他の条約の適用を判断することや、紛争解決了解 19 条にいう「当該関係加盟国がその勧告を実施しうる方法を提案する」という権限の範囲内で他の条約を考慮することはできないか。

- ・一部の紛争当事国しか当事国になっていない条約の場合、条約法条約 30 条 4 項(b)に従えば、WTO 協定(紛争当事国双方が当事国)が適用される。